

2026 年 9 月 24 日

健保担当責任者 殿
被 保 険 者 各 位

パナソニック健康保険組合

**令和 8 年台風第 25 号により被災した
被保険者等に係る一部負担金及び健康保険料等の取り扱いについて**

このたびの災害により被災された加入者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
パナソニック健康保険組合では、内閣府による「災害救助法」の適用に伴い、当該地域に在住する世帯の被保険者等に係る一部負担金等並びに健康保険料等の取り扱い等について、必要に応じ下記の措置を講じることをお知らせいたします。

記

【災害の概要】

『[令和8年台風第25号に伴う災害に係る災害救助法の適用について](#)』をご参照ください。

【 措置内容 】

- ① 医療機関等窓口における一部負担金等の徴収猶予及び減免
- ② 健康保険料の納付期限の延長及び納付猶予
- ③ 資格確認書の交付又は再交付

※マイナ保険証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日及び事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより受診が可能です。

- ④ 保険給付費の支払い

【 上記の対象となる被災 】

災害救助法の適用を受けた地域における災害により、次のいずれかに該当する場合

- ・被保険者の居住していた住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災を受けた状態
- ・被保険者が重篤な傷病を負った状態
- ・被保険者の行方が不明である状態

【 お問い合わせ先 】

パナソニック健康保険組合 保険業務部

T E L : 06-6992-5131

E-mail : kenpo.taisaku@gg.jp, panasonic.com

なお、最新の適用地域については、こちらからご覧になれます。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上